

日本健康教育学会奨励賞規程

(目的)

第 1 条 奨励賞は健康教育・ヘルスプロモーション分野における研究または実践活動において価値ある業績をあげている会員を表彰することにより、健康教育・ヘルスプロモーションの向上と奨励をはかることを目的とする。

(受賞者)

第 2 条 奨励賞の受賞者は、連続 5 年以上日本健康教育学会の正会員または学生会員であり、かつ、日本健康教育学会誌に掲載され、もしくは学術大会で発表された業績を有する者で、この規定に基づく推薦を受けた候補者の中から選考する。

2. 受賞者は原則として毎年 2 名以内とする。
3. 被推薦者は、推薦締め切り時点で、原則 4 5 歳未満の者であること。

(受賞候補者の推薦)

第 3 条 受賞候補者は、候補者以外の理事・代議員が奨励賞受賞候補者推薦書（別紙様式）をもつて理事長に推薦する。但し、推薦できる件数は 1 名 1 件とし、自薦は認めない。

2. 奨励賞受賞候補者推薦書の提出は、毎年度、原則 10 月 31 日までの間に行うものとする。

(受賞候補者の選考)

第 4 条 第 3 条により推薦された受賞候補者について、理事長は別に定める細則に従って選考を行い、受賞者を決定する。

2. 理事長は受賞者にその旨を通知する。

(表彰)

第 5 条 表彰は毎年度、学術大会において行う。

2. 研究奨励の趣旨で、受賞者には賞状と副賞を授与する。
3. 受賞者は学術大会において、原則として受賞講演を行う。

付則：この規程は、平成 22 年 11 月 5 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 12 月 5 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 12 月 3 日から施行する。

奨励賞選考細則

(奨励賞選考委員)

第 1 条 受賞者を選考するため、理事長は理事会の審議を経て、理事・代議員から奨励賞選考委員（以下、選考委員という）5名を委嘱する。

2. 選考委員の任期は原則4年とし、連続しての再任は不可とする。

(奨励賞選考委員会)

第 2 条 選考委員をもって奨励賞選考委員会（以下、選考委員会という）を構成する。

2. 選考委員会の委員長は、委員会および研究会規程第1条2項に基づき、理事長が委嘱する。

(受賞者選考)

第 3 条 選考委員会は、理事長に推薦のあった奨励賞受賞者推薦書に基づいて厳正に審査し、受賞者を選考する。

2. 選考委員会は、被推薦者に対して推薦書以外の資料の提出を求めることができる。

(選考結果の報告)

第 4 条 選考委員長は、選考結果をすみやかに理事長に報告するものとする。

(受賞者の決定)

第 5 条 理事長は、選考委員会の報告を理事会の議を経て受賞者を決定する。

付則：1. 本細則は平成22年11月5日から施行する。

2. 本細則第1条1項により最初に委嘱される選考委員は、第1条2項にかかわらず、任期を平成23年の総会終了までとし、連続しての再任も可とする。

3. 本細則は平成30年12月3日から施行する。